

やまなし地域こども食堂グループにじいろのわ 規約

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この団体は、やまなし地域こども食堂グループにじいろのわと称する。

(事務所)

第 2 条 この団体の事務所は、山梨県甲府市中小河原町 45 番地に置く。

第 2 章 ミッション及び事業

(ミッション)

山梨県内のこども食堂や地域食堂の活動の活性化と、山梨県内のこども達の居場所作りの推進をミッションとする。

第 3 条 この団体は、こども食堂と地域食堂の活動をサポートすることを目的として、下記に掲げる事業を行う。

(事業・活動の種類)

- (1) ホームページや SNS を活用し、県内外への活動の情報発信の事業
- (2) こども食堂や地域食堂の活動の支援事業
- (3) 研修会の実施
- (4) 上記に関連した管理事業

第 3 章 会員

(会員)

第 4 条 この団体の会員は、次の各号の 3 種類とする。

(1) 正会員は、この団体の目的に賛同し入会したこども食堂や地域食堂の活動の実践者（団体・法人）とする。

(2) 賛助会員（個人）は、この団体の事業を賛助するために入会したものとする。

(3) 賛助会員（団体・企業）は、この団体の目的に賛同し入会した団体、企業とする。

(入会)

第 5 条 この団体の会員は、理念及び目的に賛同したものとする。

2 会員種における入会の条件は次のものとする

正会員及び賛助会員（個人及び団体・企業）の入会については、理念及び目的に賛同している以外で、特に条件を定めない。

3 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、やまなし地域こども食堂グループにじいろのわ代表に申し込むものとする。

4 代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

5 代表は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(退会)

第 6 条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を 1 年以上納入しないとき
- (3) この団体が消滅したとき
- (4) 除名されたとき

(会費)

第 7 条 会員は、次の各号で定める会費を納入しなければならない。(年会費)

- (1) 正会員 3,000 円
- (2) 賛助会員(個人) 一口 2,000 円
- (3) 賛助会員(団体・企業) 一口 10,000 円から

(除名)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会・臨時総会において、議決権を有する 2/3 の会員の同意により、その者を除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 心身の故障により、会員として団体の運営に参画することができないとき
- (4) 1 年を超えて連絡が取れなくなったとき
- (5) その他、この団体の運営に著しい損害を与えたとき

2 除名する場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない

第 4 章 役員

第 9 条 この団体に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 代表 1 名
- (2) 副代表 2 名
- (3) 会計 2 名
- (4) 事務局長 1 名
- (5) 監事 2 名

(選任)

第 10 条 役員は総会において、会員の中から選任する。

2 監事は代表、副代表や会計を兼ねることはできない。

(職務)

第 11 条 代表は、この団体を代表し、会務を統括する。

2 副代表は、会長を補佐し、代表に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 副代表が 2 名の場合、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、この団体の会計を担当する。

4 事務局長は、この団体の事務のとりまとめを担当する。

5 監事は、会の活動、役員の実務執行状況、財産及び会計を監査する。

(任期)

第 12 条 役員の実任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の実任期は、前任者の残任実任期とする。

3 再任は 2 回までとする。

(解任)

第 13 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により解任することができる。

(1)心身の故障により、職務の実行に耐えられないと認められるとき

(2)この団体に多大な損害を与えたとき

(3)この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第 5 章 総会 (※最高意思決定機関)

(種別)

第 14 条 この団体の最高意思決定機関は総会とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 15 条 総会は正会員をもって構成する。

(審議事項)

第 16 条 総会は次の号を審議議決する。

(1) 事業報告、決算報告、監査報告について

(2) 規約の変更

(3) 次年度事業計画、予算案

(4) 役員選任と解任

(5) その他運営に関する必要事項

(開催)

第 17 条 総会は代表が収集する。

2 通常総会は、年 1 回開催とする。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかの場合に開催する。

- (1)代表が必要と認めたとき
- (2)全会員の 1/3 以上から請求があったとき
(定数)

第 18 条 議決権を持つ会員の半数以上の参加がないと開会できない。
(議決)

第 19 条 総会の議事は、出席した議決権を持つ会員の 1/2 以上のもって決とする。

2 可否同数のときは、議長の決するところによる。
(議事録)

第 20 条 総会の議事について、次の各号についての議事録を作成する。

- (1) 日時・場所
- (2) 議決権を持つ会員数及び出席者数
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) その他

2 各種会員が請求した場合、議事録を閲覧させなくてはならない。

第 6 章 役員会：意思決定機関

第 21 条 役員会は役員を持って構成する。

2 役員会は総会で承認された事項の執行に関する事及びその他の団体運営に関することを議決する。

(開催)

第 22 条 役員会は必要に応じて開催する。

(議事録)

第 23 条 総会の議事について、次の内容を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時・場所
- (2) 審議事項及び議決事項
- (3) 議事の経過及びその結果
- (4) その他

2 各種会員が請求した場合、議事録を閲覧させなくてはならない

第 7 章 事業運営

(事業報告及び決算)

第 24 条 代表は事業年度終了後 2 カ月以内に、事業報告書及び収支計算書を作成し、監査を受ける。

2 事業報告書及び収支計算書は総会で承認されなければならない。

(事業計画及び予算)

第 25 条 代表は事業計画書及び活動予算書を作成し、総会で承認されなければならない。

第 8 章 会計

(経費)

第 26 条 この団体の運営に要する経費は次の各号をもって充てる。

(1)会費

(2)寄付金

(3)事業収入

(4)その他の収入

第 9 章 その他

(解散)

第 27 条 この団体の総会の議決によって解散する。

(規約の変更)

第 28 条 この規約は、総会において議決を得なければ変更できない。

附則

1 この規約は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。